

| 次 第 | 時 間 | 担 当 | 内 容 |
|-------------|--|-----|--|
| * 委嘱状交付 | 13:15 | 事務局 | <p>それでは時間となりましたので始めさせていただきます。</p> |
| * 会長・副会長の選出 | | 遠藤 | <p>会議に先立ち、本来であれば教育長から委員の皆様へ委嘱状・辞令を交付するところですが、実効性のある審議に時間をかけたと思いますので机上に置かせていただきました。御確認をお願いいたします。</p> |
| | | | |
| | | 事務局 | <p>また、委員の皆様と本庁職員の紹介につきましても、机上の資料にあります座席表と名簿に代えさせていただきます。御了承願います。</p> |
| | | 事務局 | <p>11番 菅井委員と13番 鈴木委員、15番 千葉委員、16番 中村委員、17番 野口委員 は都合により欠席されています。なお、4番梅田委員は所用により遅れて参ります。</p> |
| | | 事務局 | <p>本日の会議の成立につきまして事務局より申し上げます。</p> |
| | | 事務局 | <p>お手元の資料1ページ就学支援審議会条例(会議)第5条2の規定により、委員の半数以上の出席で、会議が成立することになっております。本日御出席の委員は15人でございますので、会議が成立していることを御報告いたします。</p> |
| | | 事務局 | <p>それでは、今年度は6月1日より2か年の新たな任期となります。当審議会は会長・副会長を置くことになっております。暫時どなたかに仮議長になっていただき互選を進めていただきたいと思います。仮議長として三浦委員をお願いしたいと思いますよろしいでしょうか。</p> |
| | | 事務局 | <p>(賛同)</p> |
| 事務局 | <p>それでは三浦委員に仮議長をお願いいたします。</p> | | |
| 三浦委員 | <p>御指名いただいた三浦です。会長、副会長の選出の仮議長を務めさせていただきます。どなたか、御推薦ありますでしょうか。</p> | | |
| (鳩原委員) | <p>事務局推薦でお願いします。</p> | | |
| 三浦委員 | <p>事務局で推薦という声がありましたので、事務局より推薦願います。</p> | | |
| 事務局 | <p>それでは、事務局より会長に川住委員、副会長に田野崎委員を推薦させていただきます。</p> | | |
| 事務局 | | | |
| 事務局 | | | |

| | | | |
|--------------|-------|-----------|---|
| | | 三浦委員 | ただ今推薦をいただきました。会長に川住委員，副会長に田野崎委員をお願いしてよろしいでしょうか。 |
| | | | (賛同) |
| | | 三浦委員 | それではよろしく願いいたします。これで，私の務めを終わらせていただきます。 |
| | | 事務局 遠藤 | 三浦委員，ありがとうございました。川住委員，田野崎委員には，会長席，副会長席に御移動願います。 それでは川住会長より一言御挨拶いただきます。 |
| | | 川住会長 | よろしく願いします。昨年，市町村から県に相談がなく，二回目の審議会は開かれませんでした。合意形成が図られて4月に子供達が各学校に入学して2か月が経ちました。その時の合意形成について満足しているのか，不満足に思っている方はいないか心配していました。今日は，学校の先生方のご意見をたくさんいただければと思います。 |
| *ドア開放・誘導 | | 事務局 遠藤 | ありがとうございました。それでは傍聴人，マスコミの入場となります。 |
| | | | *傍聴人・マスコミは入室。審議1で非公開になれば傍聴人等は退室 |
| 1 開会 | 13:30 | 事務局 遠藤 | 只今より平成30年度第1回就学支援審議会を開会いたします。開会に当たりまして，宮城県教育委員会教育次長 松本 文弘より御挨拶を申し上げます。 |
| 2 教育次長 挨拶 | | 松本次長 | 本日は御多用の中，多くの委員の皆様にと就学支援審議会に御出席いただきました。ありがとうございます。 また，委員の皆様には，日頃から本県の特別支援教育の充実，発展に御理解御協力を賜り，深く感謝申し上げます。 さて，本審議会につきましては昨年度末に条例改正を行いまして，名称を「障害児就学指導審議会」から「就学支援審議会」と改正するとともに，設置目的についても，就学先決定の助言に加え，就学後の学校生活や支援体制についての助言をいただくため，教育支援に関する重要事項の調査審議といたしました。平成25年に障害のある幼児・児童生徒の就学先決定の仕組みが変わり，市町村において就学先を最終決定するようになりまして今年で5年目となります。本人及び保護者の意見を最大限に尊重し，市町村教育委員会，学校等が教育的ニーズと必要な支援について，本人及び保護者と合意形成を行うことを原則として最終的には市町村教育委員会が決定するという流れが定着してきております。このような中，市町村教育委員会や特別支援学校は児童生徒が安心して就学できるよう本人や保護者との合意形成のもと，よりの確に就学を支援していく体制作りが求められております。県といたしま |

| | | | |
|-------|--|--|--|
| 3 議 事 | | | <p>しても障害のある全ての児童生徒が適正な支援のもと、その特性に合った就学先を見つけ、充実した学校生活を送り、また、その後は社会参加を着実に進めていけるようこれまで以上に適時適切な支援や助言ができるよう努めて参ります。</p> <p>みなさまには忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げまして御挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>事務局 遠藤</p> <p>ここで、教育次長は他の公務がございますので議事に入る前に退席させていただきます。</p> <p>それでは、議事に移らせていただきます。就学支援審議会条例第4条の規定により川住委員に会長となっていていただきますので議事の進行を川住会長にお願いいたします。</p> <p>川住会長</p> <p>本日の議事は (1)「会議の公開について」 (2)「就学先決定のながれについて」 (3)「県教育委員会の取組について」 の3点であります 始めに(1)「会議の公開」について、事務局から説明願います。</p> <p>事務局 三浦</p> <p>本日の審議会の公開・非公開について事務局から説明いたします。「宮城県情報公開条例」第19条により、審議会は原則公開と定められております。ただし、「非開示情報が含まれる審議等」や「会議を公開することにより会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合で、会議構成員の3分の2以上の多数で決定した時は、非公開の会議を開くことができる。」ことになっております。会議を一部公開または非公開とする場合、「宮城県教育委員会が行う審議会等の会議の公開に関する事務取扱要綱」第4により、第1回の審議会で公開か非公開かを決定することとされております。</p> <p>これらの規定を前提に考えますと、本日の第1回審議会の内容は非公開の要件がなく、公開が適切と考えております。</p> <p>第2回の審議会においては、市町村から相談のあった個別事案等について審議いただきたいと考えており、その場合、個人情報を取り扱う場面が想定されることから、一部非公開が適切かと考えております。まとめますと、「第1回は公開」「第2回は一部非公開」が適切かと考えております。</p> <p>以上、御審議をお願いいたします。</p> <p>川住会長</p> <p>ただいま、事務局から説明がありました。 1回目の審議会は公開、2回目の審議会は一部非公開ということで実施してよろしいでしょうか。</p> <p>(賛同)</p> |
|-------|--|--|--|

| | | |
|--|-----------|---|
| | 川住会長 | <p>それでは、賛同をいただきましたので、本日の会議を公開とし、2回目は一部非公開とします。ありがとうございました。</p> |
| | 川住会長 | <p>次に、(2)及び(3)の議事に移る前に本審議会の役割などについて従来の障害児就学指導審議会が新たに就学支援審議会と名称が変わりましたが、審議委員の役割について御説明いただきたいと思います。</p> |
| | 事務局 熊谷 | <p>お手元の資料をお開き下さい。1ページ目に平成30年3月23日公布宮城県条例第11号「障害児就学指導審議会条例の一部を改正する条例」により、以前の「障害児就学指導審議会」から「就学支援審議会」と名称が変更になりました。平成25年9月1日に文部科学省から通知された学校教育法施行令の一部改正の留意事項に『早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会」(仮称)といった名称とすることが適当である。』との提言がなされており、この点についても留意する必要があること。』と示されています。本県においては、「教育支援委員会」という名称は、教育全般に係る支援という印象が強く、障害のある児童生徒等の就学に関する支援という意に捉えられない可能性が考えられることから、本審議会設置の目的である「障害のある学齢児童、学齢生徒の就学に係る教育支援」が、名称から分かるように「就学支援審議会」といたしました。また、重要事項を調査審議することから、委員会ではなく審議会といたしました。それに伴い、審議会の設置の目的の表現が一部変更されております。本審議会では、条例第1条の規定にありますように、「教育委員会の諮問に応じ、障害のある学齢児童、学齢生徒等の就学に係る教育支援に関する重要事項を調査審議」していただくこととなります。また、同条第2項にありますように、今申し上げた「重要事項に関し、教育委員会に意見を述べることができる」というものであります。今年度は2年の任期である就学支援審議会委員の改選の年であり、この名称変更の初めての年に、名簿にあります20名の方にお問い合わせ、承諾いただきました。</p> <p>また、3ページにございます専門委員は、今年度は19名とさせていただきます。19名の内8名が新メンバーになっております。</p> <p>4ページには本日の座席表を、5ページには就学支援審議会・専門委員会の今年度の予定表を載せてありますのでご覧下さい。</p> <p>なお、10ページ、11ページには就学に関する資料を載せてありますので御覧下さい。以上、説明を終わります。</p> |
| | 川住会長 | <p>続けて(2)「就学先決定のながれについて」事務局から説明願います。</p> |
| | 事務局 熊谷 | <p>御説明申し上げます。6ページを御覧ください。平成25年度から図のような流れで就学支援を行っております。学籍のある市町村教育委</p> |

| | | |
|--|--|---|
| | | <p>員会では、乳幼児の時から本人や保護者へ十分な就学に関する情報提供を行うとともに、個別の支援計画の作成及び活用による支援に向けて取り組んでいきます。さらに就学を控えたお子さんには一斉又は個別に就学先ガイダンス等を実施して就学先決定までの流れや柔軟な見直し等について説明をします。</p> <p>その後、就学相談を十分に行ってから就学支援委員会での審議になります。特に障害の状態や教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制整備の状況、本人及び保護者の意見、専門家の意見等を踏まえるなど、様々な角度からそのお子さんをとらえ、総合的に判断をするようになりました。</p> <p>特に、本人及び保護者の意見を尊重し、可能な限り本人及び保護者の意向を尊重し、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則として市町村が最終決定をすることになりますので、よりきめ細やかな就学相談が必要となり、実際に取り組んでいるところです。さらに就学先決定後も柔軟に就学先を見直していくことができることについて情報提供することで、学びの場を必要に応じて変更できるという安心感をもって就学するように促しています。就学の手続きですが、まず県立の特別支援学校への就学が適当ではないかというお子さんについて、8月31日までに各市町村教育委員会から仮通知として提出されます。この仮通知が県教育委員会に届いた後、学校教育法施行令第22条の3に該当しているかどうか専門委員会でその内容の妥当性を検討します。</p> <p>7ページを御覧下さい。学校教育法施行令第22条の3について表にしております。視覚、聴覚、知的、肢体不自由、病弱の5つの区分についての障害の程度が書かれています。その下の図には、この22条の3に該当しないお子さんについては点線の矢印が示したとおり、地域の小・中学校で学ぶことを表しています。小中学校においては、特別支援学級や通級による指導、あるいは通常の学級で学ぶこととなります。</p> <p>22条の3に該当するお子さんについては、太い実践の矢印で示していますが、学びの場を決めるにあたり総合的な判断と本人、保護者の意向を元に合意形成を行うこととなります。</p> <p>しかし、なかなか合意形成がなされず、市町村だけでは就学先決定について困難なケースが生じた場合に、県によるサポートを受けられるようにしています。それが県就学相談活動と本審議会となります。昨年度は各市町村から困難なケースについての申し出がなく、第2回の審議会を開催することはありませんでした。</p> <p>6ページの資料に戻っていただき、就学の流れの後半について説明いたします。今年度も市町村教育委員会で合意形成が困難なケースだけでなく県立の特別支援学校の児童生徒の主障害の読み替えによる転学や医療的ケアの必要な児童生徒の学習支援体制などについては各市町村及び県立特別支援学校が保護者の了解を得た上で、本審議会へ助言要請の有無を確認し、その結果を受けて10月23日(火)に審議会を開催し、審議を行う予定です。専門委員会では本通知や入学通</p> |
|--|--|---|

| | | |
|--|-----------|---|
| | | <p>知の確認を行います。医療的ケア対象のお子さんについては12月21日(金)に、それ以外のお子さんには平成31年1月4日(金)までに入学通知を発送する予定です。各市町村教育委員会には御負担をおかけしておりますが、御協力いただき近年早めの通知をおこなってまいりました。このことで学校とお子さん、保護者の方が安全・安心な就学に向けて十分に話し合う時間を確保できるという御意見が多かったことから、今年度も踏襲させていただいたところです。以上、終わります。</p> |
| | 川住会長 | <p>ただ今の事務局の説明に対して何か御意見及び御質問はございませんか。</p> |
| | 天江委員 | <p>一番の初期段階で、「乳幼児期からの本人、保護者への十分な情報提供ということについて、その対象となる方はどのようにピックアップするのでしょうか。</p> |
| | 事務局 三浦 | <p>市町村教育委員会ごとに若干異なるところですが、保健師とのつながりによって情報を把握したり、幼稚園、保育所から相談を受けて情報を把握したり、各市町村ごとに行っていただくこととなっております。</p> |
| | 天江委員 | <p>特に、障害者の受給証等をお持ちの方へ書面やはがき等でお知らせするというようなことはないということによろしいですか。</p> |
| | 事務局 三浦 | <p>そのような方法で行っているということは把握しておりません。</p> |
| | 天江委員 | <p>専門委員会は名簿を見ると教育関係の方が多いですが、昨今は障害児の中でも医療的ケアのお子さんが非常に増えていたり、問題になっていたりしますが、そのようなものに関しての審議はどのような形で行われるのでしょうか。</p> |
| | 事務局 三浦 | <p>専門委員の方では審議を行いません。市町村からの提出資料を確認して22条の3に該当していないのではないかとというケースについては報告をもらい、審議します。医療的ケアの部分については、情報として把握はいたしますが、専門委員会で、それについて審議するというものではありません。</p> |
| | 天江委員 | <p>医療的ケアについてはこの審議会で、必要な場合には審議の対象になるということですね。</p> |
| | 事務局 三浦 | <p>はいそうです。</p> |
| | 川住会長 | <p>審議会の専門委員は市町村の就学支援の流れの中でどのあたりに</p> |

| | | |
|-----------|--|--|
| | | 位置付けられて仕事をされているのか分かればいいのですが。 |
| 事務局 三浦 | | 分かりにくい図で申し訳ありません。市町村教育委員会から仮通知の提出が県の教育委員会に提出されます。その段階で専門委員会が開かれます。それから本通知が提出された段階でまた専門委員会が開かれます。 |
| 川住会長 | | その「開かれる」というのは県の流れの中で、ということですか。 |
| 事務局 三浦 | | 審議会の組織になりますので県からお願いして開くことになります。 |
| 川住会長 | | その中で、提出された書類について確認し、県立の学校の対象でない例がないかと、もう一度確認するということですね。 |
| 事務局 三浦 | | はい。そうです。 |
| 今野委員 | | 仮通知の提出が8月31日となっておりますが、子供の状況によってはなるべく早い段階で相談をしていただいて、例えば肢体不自由児の場合、通常学級でというような希望があり、学校での生活を考えると介添えが必要ということもあります。特別な配慮が必要と思われるお子さんの就学相談はどれくらいの年齢から始まっていますか？ |
| 事務局 三浦 | | 市町村によって違い、来年度の就学ということで5歳児が多かったのですが、合意形成を進める上でも早い時期からの方がいいということで3～4歳児からも対応してもらうよう、県から市町村へ話しています。 |
| 川住会長 | | 5月15日に就学事務説明会が開かれているが、そこではここで検討しなければいけないような質問などはなかったですか。 |
| 事務局 三浦 | | 詳細はこの後、(3)の『県の取組』ということで説明させていただきますが、就学事務説明会では県から市町村に事務手続きの説明、また、就学相談についてこのように行うとうまくいくのではないかと、という取り組み方やヒントについても紹介させて頂きました。また文部科学省の方からの講演もありました。その際、特に質問はありませんでした。 |
| 川住会長 | | それでは(2)「就学先決定のながれ」についての議事を終わらせていただきます。 次に(3)「県教育委員会の取組について」事務局お願いいたします。 |
| 事務局 熊谷 | | それでは(3)県教育委員会の取組についてご説明します。 8ページを御覧ください。大きく分けて4つの取組がございます。 |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | <p>1つめの取組といたしまして、市町村教育委員会に対して就学事務説明会及び研修会を開催しました。本年度は5月15日(火)に開催し、担当から事務説明を行いました。また、研修会では文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 企画調整係長 酒井 吉彦氏に「特別支援教育を取り巻く国の動向及び就学相談について」御講演をいただきました。今年度は、「事務手続きの担当が変わるとやり方が分からない」という市町村があったことから、市町村の事例紹介の部分を丁寧に説明をする時間として確保し、円滑な就学支援に向けて心がけてほしいことなどを取り入れて説明いたしました。その際、6ページにあります就学先決定の流れや7ページの特別支援学校の対象となる障害の程度と就学手続き等について、必要な様式等を提示しながら説明させていただきました。</p> <p>2つ目の取組といたしましては、9ページをお開きください。就学相談活動を今年度も実施いたします。期間は7月31日(火)から8月23日(水)までの間で、今年度教育事務所が再編され、昨年度までの栗原地域事務所が北部教育事務所へ、さらに登米地域事務所が東部教育事務所へ再編されたことを受け、県内の5地域で開催いたします。</p> <p>県就学相談活動の実施件数の表を10ページに掲載させていただきましたが、昨年度は利府で4件の相談がありました。相談担当者との打合せにつきましては、5月15日(火)に実施しております。</p> <p>3つ目は審議会の開催です。市町村教育委員会で合意形成を図ることが難しいケースを取り扱い、市町村教育委員会に対して助言や支援を行います。昨年度は審議する事例の申し出がなかったため、審議会は開催いたしませんでした。</p> <p>4つ目として、就学支援のリーフレットを作成し、就学相談などで活用していただいております。本日は昨年度のリーフレットを別紙資料として配付しております。就学相談を進めるにあたり、図などを使って説明できるといいという声を各市町村からいただいております。現在、今年度版のものを作成しており、就学相談が多くなる夏休み前には手元にほしいという要望を受けて、7月上旬に各学校及び福祉機関等へ配布し活用していただく予定になっております。</p> <p>以上、4つの取組みについて説明させていただきました。よろしくお願いいたします。</p> <p>川住会長 10ページの(1)について説明がありましたが、この後詳しく説明はありますか？何の資料でしょうか？</p> <p>事務局 三浦 10ページの(1)について説明します。県の就学相談活動の実施件数です。平成29年度は4件です。平成25年から比べると減ってきていることが分かります。(2)は市町村教育委員会における就学相談についてです。この3年間は変わらない状況です。委員会の共同設置は1か所です。その他は各市町村ごとに委員会が設置されています。11ページにあるように、委員会を3回以上開催したところは、必要に応じて、</p> |
|--|--|--|--|

| | | |
|--|--|---|
| | | <p>臨時に開催したところになります。平成29年度の就学の状況について見ますと、就学支援委員会の判断と実際の就学先が必ずしも一致していないケースがあることが分かります。通級指導を受けている児童生徒のうち、LD等通級指導教室については診断が必ずしも必要ではないことから市町村就学支援委員会で審議し、通級指導教室での指導が適当という判断を受けて実施しているケースと、校内の支援委員会等で話し合い、通級指導が必要という判断の下で実施しているケースがありますので、その部分の数字が違っているということです。それから、就学支援委員会では特別支援学級が適当と判断したものの宮城教育大学附属特別支援学校に就学したというケースもあります。就学に関するガイダンスの実施状況については、29年度の調査結果です。</p> <p>川住会長 ただ今の事務局の説明、県の取組について何か質問や御意見はありませんか。</p> <p>天江委員 患者をみる医者として、地域によっても、担当者によっても、対応が違うという話をよく聞きます。県から市町村に権限を降ろしたということですが、そうなった場合に、県は各市町村の審議内容や結果をどのくらい把握しているのですか？ また、研修会を開くなら、県の主導でモデルを示すと良いと思いますが、そのようなモデルはありますか？</p> <p>事務局 三浦 各市町村の審議内容の具体的なところまでは把握しておりません。審議の件数と、審議の結果、どこに就学することになったかということについての調査は行っています。 研修会の中で、昨年度は、就学相談等がうまくいっている市町村のケースを紹介してもらっていました。市町村によって大きさ、規模が違うので、方法も違ってきます。今年度は県が資料(「市町村における就学支援の適切な進め方について(参考)」)を作成し、「こういうことを参考にさせていただくといいのではないか。」ということで作成したものです。用意しましたので配らせていただきます。 就学先の決定については、市町村の委員会が行うものですので、県の方からは、このようにしてくださいということではなく、ここを参考にしてくださいというポイントだけを絞って伝え、担当が変わってもうまくいようお話をさせていただきました。</p> <p>川住会長 天江委員、いかがですか。</p> <p>天江委員 市町村でやる場合、やはりマンパワーの問題がどうしても出てきますね。そこをどう解決するかが問題です。例えば結構大変な病気のお子さんが人口の少ない市町村にいた場合に、それを包括して検討するというのは難しいのではないかと思います。無理に検討したとしてもあまり良い結果がでないのではないかと思います。そこを支援してあげる取</p> |
|--|--|---|

| | | | |
|--|------------|--|---|
| | | | <p>組が必要なのではないのかなと思います。</p> <p>いただいた資料の中に知能検査の問題が書いてありますが、例えば内部障害のある肢体不自由の子に通級、支援学級、支援学校のどれを勧めるかといった場合、私は必ず知能検査をして、発達の専門の先生と話して、この知能であれば何とか支援が得られるから、通級がいいですねというような話をしていました。それができたのは東北大学病院、県立こども病院といった限られた施設であることも確かです。病院等との連携をどのようにしたらいいかというのも資料の中に織り交ぜてもらったらいののかなと思います。出生数は減ってきていますが、障害をもつ子供の数は増えてきていますので、なおさら、そのような対応が必要になるのではないかと感じています。</p> <p>天江委員の疑問というのは、仮通知から本通知の流れの中で市町村の担当レベルでの困難があるのではないかということだと思います。県の教育委員会は、数だけでなく、中身を把握し、アドバイスする必要があるのではないかという話だと思います。</p> <p>昨年度の審議会を踏まえ昨年度、今年度も、市町村教育委員会への聞き取りはしています。その中で審議の内容までは調査していませんが、困難に感じていることは聞き取っています。その中で多いのは、審議の中で専門的な判断をすることが難しい市町村があるということ、日程を調整するのが難しい、合意形成が難しい場合があるなど意見がありました。このような聞き取り調査をふまえ、お配りした資料を参考にさせていただければということです。審議会によっては特別支援学校のコーディネーターの先生を活用していない市町村があるなど、メンバーによって専門性を生かした審議会の支援についてもお話しさせていただいていたところです。</p> <p>それではまた、御意見があればお願いします。次に5か所で行った就学相談活動について何か御意見があればお願いします。</p> <p>一つ目の質問です。全体の相談件数は少なくなっていますが、昨年度、利府が4件でています。市町村で独自に相談を受けているのに、それでも4件というのは、何か特別なものがあるのか分かれば教えてください。</p> <p>二つ目の質問です。市町村で就学相談を行う流れになっていますが利府以外はゼロになっています。大体どのくらい、各市町村で相談を受け入れているのか分かれば教えてください。</p> <p>三つ目の質問です。11ページをみるとガイダンスを進めている内容になっているが、ガイダンスをしていない市町村もかなりあります。この点について県の見解を教えてください。</p> |
| | 田野崎 副会長 | | |
| | 事務局 三浦 | | |
| | 川住会長 | | |
| | 佐藤百合 委員 | | |

| | | |
|--|---|---|
| | <p>事務局 三浦</p> <p>川住会長</p> <p>事務局 三浦</p> <p>川住会長</p> <p>事務局 三浦</p> <p>川住会長</p> <p>事務局 三浦</p> <p>天江委員</p> <p>事務局 大友</p> | <p>昨年度の利府の4件については、肢体不自由支援学校か聴覚支援学校か保護者が迷ったというケース、家族で就学先の希望が一致しないというケース、特別支援学校か特別支援学級か判断に迷うケースが2件の計4件でした。</p> <p>相談件数については、28年度の実施件数としては、多い市町村は70件、60件が2つの市町村、少ないところでは就学相談が0件というところもありました。</p> <p>ガイダンスについては、行っていない市町村が多いことは調査により分かっていましたので、今回の資料に反映させました。一切行っていない市町村もあるのですが、中には、ガイダンス自体をどのように開催したらいいのかわからないというところがあるようでしたので、相談の前に必ずこのような説明をするというような形でガイダンスに代えるという方法もあるのではないのでしょうかという話をさせていただきました。</p> <p>ガイダンスの対象者はどのような方になりますか。</p> <p>主に保護者と学校の先生、保育所や幼稚園の先生、子供達に直接かかわる人が対象です。</p> <p>学校は小、中学校ですか。</p> <p>はい、そうです。</p> <p>相談件数にかなり幅がありますが、仙台市も含めた件数ですか。</p> <p>仙台市は入っておりません、昨年の相談件数で仙台市は345件です。</p> <p>就学先支援決定の話に戻ってしまいますが、医療的ケアのある子の場合、就学を決める時に看護師や介護補助員をつけるなどの話があると思うのですが、就学先決定の流れの中で、そのような決定はどの段階でなされるのでしょうか。これが、実際の親御さんの心配の種となります。自分も知らなかったことなので、この機会に質問させていただきます。</p> <p>医療的ケアを必要とするお子さんについては、今年度のスケジュールでは12月21日に入学通知を発送予定です。この通知をもって特別支援校への入学が確定します。そこから、保護者と学校とももちろん主治医の先生も交えてどんな医療的ケアが必要か、通学とするのか訪問教育とするのか等、12月21日で確定した後、学校と保護者と関係者などで調整していくこととなります。看護師の配置等もあります。</p> |
|--|---|---|

| | | |
|--|-----------|---|
| | 天江委員 | そうすると、親御さんとその各学校の間で決められるということですね？ |
| | 事務局 大友 | そのようになります。そこで話し合う中で必要な看護師の数や配置時間というのを、全体として決めていくという流れになっております。 |
| | 天江委員 | 特別支援学級の場合もそうだし、通級に通いながら(看護師等を)付けてもらう子の場合も、ある程度、学校と保護者の間で決めていくのですか。 |
| | 事務局 大友 | そのようになります。それでそういったところで何か懸案事項等があれば県に出していただき、県が設置している医療的ケア運営会議等で意見交換するというような場合もございます。 |
| | 天江委員 | ありがとうございます。 |
| | 阿部委員 | 今のお話ですが、学校だけで、支援員の配置であるとか、そういったことは決定することはできないと思います。学校から教育委員会へ上げて、教育委員会で市町村の支援員を配置できるのであれば市町村の支援員を、そうでなければ県に上げて、県の方で配置できるのであれば・・・という流れがあるのではないかと思います。 |
| | 事務局 大友 | 失礼いたしました。今は、医療的ケアというところで、看護師の配置について特段、説明しました。支援員についてはまた別になります。 |
| | 事務局 三浦 | 今の説明は県立の特別支援学校の中で医療的ケアが必要なお子さんに看護師をつけるという手続きの話だったのですが、市町村で配置している特別支援教育支援員は市町村で配置していますので、市町村の方でどこの学校に何名必要かという調査などをして配置しているということになります。この支援員は看護師ではないので、そこは違うことになります。 |
| | 天江委員 | すみません。ちょっと混乱していますけども、看護師さんと支援員さんの場合、看護師さんは学校と親の間で決めて、支援員さんの場合は市町村や県に話が戻ってくるということですか。 |
| | 事務局 三浦 | 今の「支援員」は市町村で配置を決定します。 |
| | 天江委員 | そうですね。それは、市町村の教育委員会のレベルということなのですね。 |
| | 事務局 三浦 | はい。 |

| | | |
|--|-----------|--|
| | 天江委員 | <p>普通学校においても、特別支援学校においても、看護師さんを付けるか付けないか、その子に対して付けるか付けないかというのは、どの段階で決まるかですね。</p> <p>県立の特別支援学校だと県が決める、例えば、仙台市立の小学校であれば、仙台市が決める、というような感じですね。</p> |
| | 事務局 三浦 | <p>看護師についても、仙台市の小・中学校であれば仙台市教育委員会の方で看護師については配置します。他の市町村についても、看護師の配置についてはその市町村教育委員会で決めることとなります。</p> |
| | 天江委員 | <p>どうもありがとうございます。</p> |
| | 川住会長 | <p>次に③(県就学支援審議会への助言要請及び諮問)については市町村が判断し、困ったケースがあればこの審議会にあがってくるということによろしいですね。</p> <p>④のリーフレットの作成について説明をもらえますか。7月初旬には配布したいということですが、加筆や修正の余裕はないわけですか。実際に市町村の委員会で使ってもらおうという主旨ですね。</p> |
| | 事務局 三浦 | <p>本日配布したリーフレットは、昨年度のもので、訂正していないところも多々あります。今、修正しているところです。これを各市町村教育委員会や関係機関へ配布して就学相談の時に、もしこれを使ってもらえればというところで配布するものです。</p> |
| | 川住会長 | <p>何か、こうあるとちょっと流れがわかるのではないかという意見があればお願いします。先ほどの質問で就学直前のお子さんだけでなく、4歳や3歳から相談をという話が出ましたが、そういう方がこのリーフレットを見る機会はあるのでしょうか。</p> |
| | 事務局 三浦 | <p>市町村によっては3歳児からでも就学相談を行っています。このリーフレットは各市町村教育委員会、教育事務所、幼稚園、小中学校等にも配布しています。教育委員会では保健福祉部とも連携をとりながら教育委員会の中だけではなくて保健師さんたちとも連携して活用していただくようお願いをしています。</p> |
| | 川住会長 | <p>県が取り組んでいることについて色々御意見をいただきましたが、何かさらにこういったこともやったらいいのではないかといった御提案などもあればお願いします。</p> |
| | 大西委員 | <p>今すぐに、ということではないですが、就学支援委員会というのは原則義務教育への「就学」ですからメインは小学校ということになるために小学校の子供さんの学びの場の選択を考えると、どこの設置者においても行われてきました。小中学校の間で、学びの場を変える、</p> |

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>特別支援学校から通常の学校へ、地域の小学校へ行く子供は特別支援学校で学ぶ資格のある障害者でなくなり、22条の3に該当しない(認定特別支援学校就学者でなくなった)という通知が出て、支援を手厚くしてきました。また、高校に障害のある生徒が進学しています。高校の場合は、義務教育ではないので、学校長と受験者の関係でどういう支援をしてもらうかを検討するというのが今までもありました。私は今後、こういうところに高校の先生や高校教育課が加わって、高校での支援を単に学校と本人だけが考えるのではなくて、設置しているところ、こういうところと言えば県立高校を持っている県レベルが、「こういう支援がありますよね。」というのを考えていく方向にしないといけないと思います。今年から制度化した高校の通級というところで、やはり今、困っているのですよね、具体的にどう動いていったらいいかっていうところで。それを、こういう委員がいるところで「そういう生徒さんだったら、こういう委員会」とか、専門委員の方がいて、「こういうこともあるのではないですか。」ということはこの審議会が後押しして、「その高校でこういう支援があるといいのではないですか。」ということは今後は考えていく必要があるのではないかと思います。</p> <p>というのは、中学校にいる障害のある生徒は今、ほとんど進学するという実例があります。今の、就学先決定のしくみが変わった5年前に従前の「就学指導資料」という資料が、「教育支援資料」に名称が変わりました。それは、今考えると、現在のこうした状況を見据えていたのだと思います。もちろん、義務教育の子供のことを考えるのは一番大事なのですが、今後、高等学校における障害のある生徒の学びの場を検討する、みんなで考える場を設置しないと、高校通級をこれから進める時に、「いや、うちの高校はできないですよ。」とか、「うちは一生懸命やっていますけど、人が代わってしまって、急になくなりましたよ。」っていうような課題があるのかなと最近、感じています。</p> <p>今すぐでなくても、こういう会の在り方を検討するときに、そういうことも見据えておくといいと感じています。</p> <p>川住会長 今の御意見について事務局は何かありますか。あるいは実際に何か相談がきているとかありますか。</p> <p>事務局 三浦 本審議会の条例では障害のある学齢児童等が対象となっておりますが、今のところは、高等学校の生徒は対象にしておりません。今後必要に応じて検討していきたいと思います。</p> <p>早川委員 今、お話の中では、市町村教委の中で就学相談をすることになっています。総合教育センターでは原則、就学相談も心理検査もしないこととなっているのですが、実情を考えると、不適応を起こしているお子さんが数多く相談に来る。そうすると、どこで学ぶのが適切かというところに行き着くことが多く、結果として就学を、判断するということはしません。が就学に関わる相談になる、ということが多いということがあります。今</p> |
|--|--|--|

| | | |
|--|--|---|
| | | <p>後就学に関わる相談は市町村でという流れが本格化するのであれば、その部分も、市町村のレベルでそこまでやってくれるのか考えていかなければいけないと思いますし、センターの不登校の相談の中には、発達のことであって、学校に行けないというお子さんも多くなっています。そういった部分についても、どこで、誰がやるのか、予算措置も含め考える必要があると思います。センターの発達相談の先生方、指導主事の先生方が潤沢にいるわけではなく、センターの本来の相談業務に支障があってもいけないという現状もあります。今後についてお話しできる場があればいいなと思い、この場でお伝えしました。</p> <p>川住会長 今のお話は、心の病ではなく、発達障害の生徒さんでしょうか。</p> <p>早川委員 はい。</p> <p>跡部委員 宮城県の場合、精神疾患及び心身症のある児童生徒は、併設もしくは隣接している病院と連動していないと、例えば拓桃、山元、西多賀は児童精神科医、病院と連動して、さらに入院していないと学校には受け入れていないというのが宮城県の現状です。他県では、病院に児童精神科医がいるので受け入れている状況ですが、宮城県の場合は病弱支援学校では受け入れていないので、通常の小中学校での生徒指導上の問題として処理され、センターの方にやむを得ず、相談に来ているという状況です。後は、県立精神医療センターの方に重症の方が入院しているという状況です。ただし、心の病気であっても拒食症や肥満の症状として現れた場合、入院して本校に来ている、重複した症状として出ていると。そういった現状ですね。</p> <p>早川委員 どこで何を、というか、「相談をどこするのか」ということを整理したいということでした。</p> <p>梅田委員 11ページの資料に、就学支援委員会の判断と実際の就学先についての資料がありますが、通級による指導、特に、LD等通級は今後全国的に数が増えると見ております。一定規模の大きさの教育委員会なら通級についても検討できると思いますが、実際には小規模市町村だと専門的知識を持った通級担当者がいないとか、教育委員会にも指導主事がないとか少ないといったことがあり、通級が適切かどうかの判定がなかなかできなくて、校内の支援委員会の判断で通級が決定しているという実情があるのではないかと考えています。</p> <p> 通級による指導が適切という判断が1093人なのに、通常の学級に行かれている方が100人くらいいたり、あるいは特別支援学級が適当となっても通級に行っている方が191人いたり、ここが難しいところなのだと思います。ここについても、本来は、適切な決定がなされるべきだと思いますし、それに対応した支援をしていかないと発達障害、あるいはそれに類するようなお子さんの行き場がきちんと確保されていないの</p> |
|--|--|---|

| | | |
|--|------------|--|
| | | <p>ではないかということがありますので、今この場でなくても、この場合も含めてだと思いますが協議していただき、今後、規模の小さい町村の教育委員会をどのように県が支援するのか検討していければいいと思います。特に通級は、講師が配置されているという実情もかなり多いと思います。昨年から加配ではなく定数配置にはなるようにはなりましたが学級から埋めていく、そして最後に通級にという実情の中では講師の先生が通級を担当するのもやむを得ないけれど、そうなると担当した講師の先生が判断するというのは難しい部分もありますので、そういったことについても、検討できる場があったらいいなと思っておりました。</p> |
| | 川住会長 | はい、ありがとうございました。他にご意見があればお願いします。 |
| | 菅井理恵 委員 | 視覚支援学校では学齢に差し掛かる前の乳幼児の相談がとても多い実情にあります。先ほど各市町村における就学相談については市町村に任せているというお話がありましたが、数的に県に直接上がってきている部分というのはないかどうかのお尋ねです。例えば、ある市ですと市の対応が厚くて、本校で相談を受けるところに必ずその市の保健師さんも絡んで、一緒に就学支援の活動をしているところもある反面、そうでないところもあって、市や町に相談できないから学校に相談に来るというパターンもあります。教育委員会では就学に関わる部分しか分からないと思うのですが、行政の方で、子育てを担当する課の方で、発達や育ちに困っているような乳幼児の相談の数というのが上がってきていて、県教委との連携がなされてるようなことがないか、というお尋ねです。 |
| | 川住会長 | いかがですか。 |
| | 事務局 三浦 | 乳幼児の相談については行っている市町村もあるということをお話したところですが、実際に、何歳児が何人というような調査はしておりませんので分からないのが現状でございます。 そして、子ども・家庭支援課との連携、具体的な相談の数の情報交換は行っておりません。今後、できれば行っていきたいと考えております。 |
| | 鳩原委員 | 私は、県が行う就学相談には20年位前から関わってきています。県に上がってくる難しい相談の件数はここ数年激減しています。それぞれ市町村の教育委員会が就学というところではきちんとやってくれているのだと思います。しかし、先ほど、早川委員からあったように、総合教育センターの発達の方の相談は膨大な数に対応していて、就学ではなくて、小学校や中学校に、高校生も多いのですが、今ある就学の場についての相談が多いですね。新就学に関しての変更から定着というところをこの審議会でも毎年話されるのですが、就学先決定後、果たして各市町村教育委員会あるいは学校を中心とした中で相談がきちんとなされ |

| | | |
|--|-----------|---|
| | | <p>ているのかどうか。それから、膨大な数のセンターへの相談の件数を見ていくと、就学先ということだけでなく、校内的な教育の場の確保というところとも絡むのですが、そういう相談をしっかりと受けていくところをはっきりさせておく必要があるのかなと思います。各特別支援学校でもコーディネーターを中心に地域からの教育相談をかなり受けています。ただし、支援学校への相談というところに合わないところはセンター等に来るでしょうし、教育事務所等でも受けているとも思うのですが、就学決定後の相談にもしっかりと目を向けていく必要があるのではないかと思います。必要があるところには相談ができる体制を整えていくという形でないとそれだけの人数をなかなかこなさきれないのではないかと思いますという気がしております。</p> |
| | 川住会長 | <p>就学先の変更のようなことが話に出てくる場合と、学校の中で適応しなければいけないという話の2つありますが、この場でない、別の学校の方がいいのではないかというケースをどうしていくかということでしょうか。</p> |
| | 鳩原委員 | <p>大きく学校と言うよりは、校内的な相談というところになるのですが、そうすると、学校だけで決めるわけにはいなくなり、特別支援学級だったり通級だったりの関わりがでてくるので、その相談というのは、中味としてはかなり重いということです。</p> |
| | 川住会長 | <p>その相談というのは学校内での相談ではなくて総合教育センターでの相談ということですか。</p> |
| | 鳩原委員 | <p>あくまでも学校での相談を後押しするという立場でセンターでの相談を行っていますが、そこに、例えば、就学先が決定してしまうと、地元の教育委員会等がうまく絡んでいっているわけではないケースもあると思います。市町村の教育委員会が、就学先の決定後も、相談ができるような環境が整っていくのであれば、地元での相談が、一番、親御さんにとっても安心できる相談になるのかな、と思います。</p> |
| | 川住会長 | <p>一度就学先が決まって、入学した後で、「もう一度相談したい。」ということについては市町村教育委員会では受けているのか、システム上受けられるのでしょうか。</p> |
| | 事務局 三浦 | <p>全ての市町村に調査はしていませんが、市町村によっては、校内での教育相談でうまく合意形成ができない場合に市町村教育委員会で相談を行っているところもあると聞いています。</p> |
| | 川住会長 | <p>そういったケースがここの場には上がってくる可能性はないでしょうか。また、新規、新入生の相談ケースばかりなのではないでしょうか？</p> |

| | | |
|--|-----------|---|
| | 事務局 三浦 | 県立特別支援学校へ転学を考えていて、その部分でうまく合意形成ができない、判断が難しいというケースについては先ほどお話しした就学相談活動の方で相談していただくようにしています。 |
| | 川住会長 | 最後に出された課題については、この場でというよりも、どういう場で話し合ったらいいのか、もう少しご意見いただきたい。 |
| | 鳩原委員 | この審議会の流れとしては昔、特別支援学校に就学するかどうかが審議の中心で、それは今でもそうですが、県として、県全体の就学というのを考えてみると就学先決定後に教育相談ができる場所をしっかりとってもらうことや、毎年出る話ですが、就学先決定のための検査はどこでもやらない状態になっています。お子さんへの適切な支援のために必要な場合の検査とは、どこでやるのかというと、ない。ないに等しいです。では、市町村教育委員会はどこを頼ったらいいのかとか、全般的に審議会に絡むことを相談する場がなかなかなくて、センターの中でも検査はできるけれど年間の予定はいっぱい、来年3月まで検査はできませんといった状況です。こういった話題を出す場がどこにもないので、考えていかなければならないのではないかと考えております。 |
| | 川住会長 | はい、わかりました。特別支援教育課として、話し合っておいていただければと思います。予定の時間になりますが、県の教育について他に何かご提案などあればお願いします。 |
| | 三浦委員 | 11ページの平成29年度の就学の状況の表を見ると、支援学校が適切と判断された214件うちの51件が、特別支援学級を選んでいきます。学校か学級かというところは古くて新しい問題で、就学の段階ではやはり難しいところと思います。支援学級を選んでいる理由や背景などについて、近年特徴的な保護者方のお考えなど何か得ているものがあれば教えていただきたいと思います。 |
| | 事務局 三浦 | 具体的な調査はしていませんが、傾向としては保護者の希望で、地域にいた方が良く、小中学校の環境が整ってきたことなどが理由として考えられます。 |
| | 川住会長 | ありがとうございました。そろそろ議事を終わらせていただきますが、事務局から、その他にあればお願いします。 |
| | 事務局 熊谷 | 事務局から議事の追加はございません。 |
| | 川住会長 | では、審議はこれで終了します。連絡をお願いします。 |
| | 事務局 熊谷 | 今後の予定について、確認いたします。10月23日の第2回目の審 |

| | | | |
|------|-------|------------|---|
| 4 閉会 | 14:56 | 事務局 遠藤 | <p>議会では、1 市町村教育委員会から合意形成が図られていないケースについて、2 特別支援学校から転学等に伴う主障害の変更を検討するケースについて、3 同じく訪問教育の必要性を検討するケースについて、助言要請があった場合、御助言をいただきたいと思います。このケースが発生した場合は資料等を準備させていただきます。第2回就学支援委員会は10月23日(火)午後2時よりここ第1会議室で開催したいと思います。よろしくお願いします。</p> <p>今の連絡につきまして御質問等ございませんでしょうか。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、川住会長、ありがとうございました。 最後に田野崎副会長から閉会の御挨拶をいただきます。</p> <p>委員の皆様、御審議ありがとうございました。平成25年に法改正がありまして就学の流れ、しくみが大きく変わりました。市町村の方が就学に関して主体的に取り組むことになり、5年が過ぎました。昨年度、この会に困難なケースがあがってこなかったのは、県の取組の一定の成果だと思います。ですが、各学校の中には結構困難なあとというケースはあると思うのです。そういう部分について県教委に情報提供することとも我々、委員の任務だと思います。</p> <p>後半には、多様な学びの場ということで高校のことや、あるいは小学校に入る前の段階のこと等、大きく、22条の3にとらわれない障害種のことも含めて学びの場をどうするのかについて意見がたくさん出されました。今の条例の中ではその部分についてこの審議会で話できないところはありますが、やはり何年も続けてこういう話が出てくるということは、この審議会そのものの在り方を変えていかなければいけないのかや、また違う委員会を設置していかなければいけないのか、審議する場を検討する場を作っていかなければいけないのか、そのことについて県教委の方で十分に議論を重ねていただければと思います。</p> <p>今日は本当にありがとうございました。お疲れ様でした。</p> <p>以上で第1回就学支援審議会を終わらせていただきます。 川住会長はじめ審議委員の皆様、本日は誠にありがとうございました。</p> |
| | | 田野崎 副会長 | |